

事業所内保育事業の認可について

千葉市では、「子ども・子育て支援新制度」の枠組みのもと、事業所内保育事業について以下のとおり認可することとしましたので、お知らせします。

1 認可事業者（平成27年9月1日認可）

設置主体	園名	類型	整備地 ()内は、設置主体が運営する主たる 事業所名	定員	
				うち 地域枠	
設置：イオンモール株式会社 運営：株式会社テクノ・コーポ レーション	イオンゆめみ らい保育園	小規模 A型	美浜区豊砂1-1 イオンモール幕張 新都心グランドモール1F (イオンモール幕張新都心)	19人	5人

※「地域枠」とは、従業員の子どもではないが、保育を必要とする地域の子どもを預かる枠

※「定員」とは、従業員の子どもを預かる枠と地域枠の合計

2 利用申請について

上記1に記載した施設への入所（9月入所）を希望する場合は、平成27年8月10日（月）までに、美浜区こども家庭課へ手続きをしてください。（現在、他施設の利用を申込中であり、希望先の追加をする場合は、申込書を提出している区のこども家庭課にご連絡ください。）

【事業所内保育事業とは】

新制度において、3歳未満児を対象とした事業所の従業員の子どもと地域の保育を必要とする子ども（地域枠）を預かる事業で3つの類型があります。

- ①保育所型：定員20人以上で、保育所の基準を満たす事業
- ②小規模A型：定員19人以下で、小規模保育事業A型の基準（保育従事者全員が保育士資格を有すること）を満たす事業
- ③小規模B型：定員19人以下で、小規模保育事業B型の基準（保育従事者の半数以上が保育士資格を有すること）を満たす事業

担当：こども未来局こども未来部保育支援課

電話：043-245-5100